

岩手県収用委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県収用委員会

会長 須山 通治

岩手県収用委員会規則第4号

岩手県収用委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を廃止する規則

岩手県収用委員会が保有する行政文書の管理に関する規則（平成11年岩手県収用委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。